

**建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可に係る  
神戸市建築審査会の包括同意について**

**(趣旨)**

- 1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第2号の規定による許可に際し、形式的審査のみによって、公益上必要で通行上支障がないと認められる場合に、あらかじめ同意を与えることにより、同許可に係る建築審査会の同意手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

**(対象)**

- 2 次のいずれかに該当するものを対象とする。
- (1) 建築物の用途がバス停留所又はタクシー乗場の上家であり、次の要件のすべてに適合するもの。
- (ア)設置場所  
道路のうち、歩道、駅前広場の島式乗降場等（以下、「歩道等」という。）に設置するものであって、有効残幅員を2 m以上（自転車歩行者道にあっては3 m以上、自転車歩行者専用道にあっては4 m以上）確保できる配置及び形状であること。また、当該歩道等の建築物を設置する部分の使用について、道路の所有者及び管理者と協議が終了していること。
- (イ)形態  
建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。
- (ウ)規模  
上家の階数が1であり、歩道等の路面から有効高さが原則2.5m以上確保されていること。
- (エ)構造  
建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。
- (2) 道路管理者が設ける道路の付属物（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に該当するものをいう。）である建築物のうち自転車駐車場で、次の要件のすべてに適合し、道路の通行上支障がないもの。
- (ア)形態  
建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。
- (イ)規模  
建築物の階数は1であること。
- (ウ)構造  
建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

**(建築審査会の同意)**

- 3 2に該当するものは、建築審査会が建築基準法第44条第2項に基づく同意をした

ものとみなす。

**(建築審査会の報告)**

- 4 特定行政庁は、3を適用することにより建築基準法第44条第1項第二号に基づく許可をした建築物について、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

**附則**

**(施行期日)**

この基準は、平成18年6月1日から施行する。

この基準は、平成21年10月15日から施行する。

この基準は、令和3年1月1日から施行する。

この基準は、令和6年1月30日から施行する。